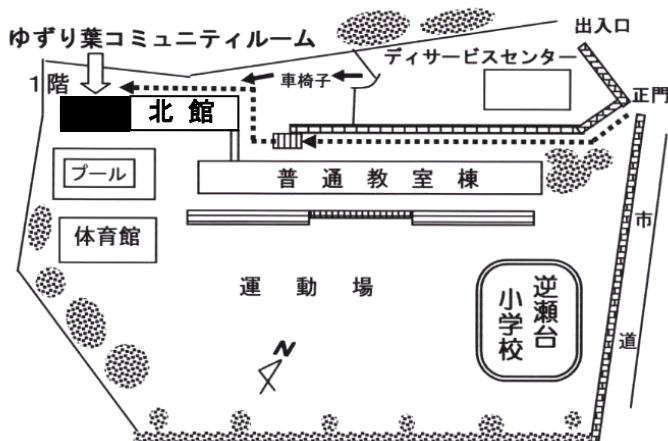


# 平成20年度定時役員会議案書

日 時 平成20年4月26日（土）  
午前10時～

場 所 ゆずり葉コミュニティルーム



## ～ 議 事 ～

報告第1号	平成19年度活動報告	1～3頁
報告第2号	平成19年度会計・監査報告	4～5頁
議案第1号	平成20年度役員を選任	6頁
議案第2号	平成20年度事業計画（案）	7頁
議案第3号	平成20年度会計予算（案）	8頁

\*\*\*\*\*

## 参考資料：

活動者登録届	9頁
平成20年度議決点数表、「役員会」の年間日程表 「ゆずり葉だより」の配布年間日程表	10頁
会則&会則改正の基本方針	11～14頁
宝塚市まちづくり協議会補助金交付要綱	15～17頁
社協福祉コミュニティ支援事業実施要綱	18～21頁

逆瀬台小学校区まちづくり協議会  
「ゆずり葉コミュニティ」

# 報告第1号 平成19年度活動報告

## 総合活動報告

- (1) 毎月の定例会議として第1土曜日に役員会、その1週間前の金曜日に3役会を開催した。
- (2) 全面会則改正について  
6/8、逆瀬台小学校区内の6自治会長、8管理組合理事長とゆずり葉コミュニティの代表、事務局長、記録係りによる会則改正の座談会を行った。その後5ブロック代表が加わって「会則改正検討委員会」を設置した。8/24、9/29、11/4、11/24、12/24と会議を開催した。特に12/24は会則改正の提案者も出席して開催した。  
1/19臨時役員会を開催し、2/2はゆずり葉コミュニティ設立以来初めての臨時総会を開催して会則改正の廃止と施行が決議された。  
現会則が3月末日を以って廃止のため3/29臨時役員会を開催し、19年度の報告第1号の活動報告と報告第2号の会計決算・監査報告を行い、これを承認した。  
この報告を説明するため、19年度ゆずり葉コミュニティ役員及び部会長が20年度4月に開催する定時役員会に出席報告する。
- (3) 8マンション管理組合への自治会結成促進策について  
地方分権が進み「宝塚市の地域自治制度」を担えるまちづくり協議会の組織づくりに向け、宝塚市と宝塚市自治会連合会との協力により管理組合理事長に対し、12/2と3/2に自治会結成と宝塚市自治会連合会への加入促進の説明会を開催した。
- (4) 県民交流広場事業実施推進委員会について  
阪神北県民局から平成18年度に「県民交流広場事業助成額1300万円」の選定を受け、19年度から本格的に取り組み6自治会長、8管理組合理事長、ゆずり葉コミュニティの代表、事務局長、ブロック代表で構成した「県民交流広場事業実施推進委員会」を設置した。併せて運営に関する要項を設定し事業を推進した。  
1300万円の助成額の内、整備費は、1125万円を以って完了済み。今年度活動費の執行額は46万円で、活動費残高129万円は平成22年度まで向う3年間で活用する。
- (5) 地域創造会議の提案事項について  
8/4地域でのテーマ「地域の子育て支援と児童館について」①地域の子育て事例 ②防犯、安全安心のまちづくり ③交通安全のまちづくり、この中で特に子どもや高齢者に逆瀬台1丁目のパネル前の横断歩道に専用信号機の新設を要望し3/17新設された。④子どもの居場所づくり。以上の4項目について提案発表をした。  
3/16地域でのテーマ「中心市街地活性化（アピア活性化）について」阪急逆瀬川～光ガ丘バス路線の充実、①昼時間帯の増便 ②駅側へのバス停1箇所の新設 ③最終運行時刻の延長を第2地区自治会連合会ワーキングチームと共同提案とした。
- (6) 「ゆずり葉まつり」「逆瀬台小学校運動会」「ネットワークづくり新年会」について  
① 10/20の「ゆずり葉まつり」は、6/13第1回目の「ゆずりは会」と打合せ。以降、ゆずり葉コミュニティの核となったグループを中心として推進され盛大に行われた。  
② 9/29「逆瀬台小学校運動会」の「ボール送り」に20人が参加して行った。  
③ 1/12逆瀬台小学校区のまちづくりネットワークをめざして、初めての「ネットワークづくり新年会」が子どもたち、PTA、民生児童委員、スポーツクラブなどが参加して賑やかに開催された。

## ブロック活動報告

### 光ガ丘ブロック

前半は、県民交流広場事業に伴う拠点作りのための会議を多く持ちました。後半は、新しくなった施設を生かす活動の輪を拡げるという1年でした。会議は、隔月の定例会とブロックの諸団体・サークル代表による拡大ブロック会を11回開きました。以下、紹介します。

- (1) 県民交流広場事業の拠点光ガ丘の施設整備費を検討し申請、そして工事発注  
拡大ブロック会で下記の施設整備を検討し、5人会で申請書の作成、発注をする。

- ・アプローチ階段手すりの新設
- ・映像及びカラオケ等関連機器の設置
- ・空調機の更新と新設
- ・机、椅子の更新

9月末に完了する。

(2) 岩倉山・行者山・東観峰ハイキング

光ガ丘の裏山に新しく整備されたコースを地域住民に紹介できた。

(3) ゆずり葉まつりで綿菓子店の出店

事前の点検を十分にしたが、1台が故障し、昨年より売り上げが減少した。

(4) 諸団体の協力

自治会、老人会、福祉活動委員会等諸団体グループの活動によって楽しい盛り沢山の行事が行われた。

### 青葉台ブロック

(1) ブロック会議、6回開催

(2) H.19年7月28日(土) 東観峰登山

(3) H.19年10月20日(土) ゆずり葉まつり「大根だき」

(4) H.19年12月16日(日) トランスパレントスターづくり(県民交流広場事業)

(5) H.20年3月25日(火) 新1年生入学・6年生卒業「歓送迎会」

### 北逆瀬台ブロック

役員の選出は、委員10人は選出されたが、役員のなり手がなく代表1人のみでスタートした。自治会との連携が必要との観点から役員、委員については自治会の定期総会で自治会役員として選出し、議決された。ブロックの運営については、役員会のつどメールで報告を密に行ってきた。具体的な活動は、ゆずり葉まつりの模擬店経営と健康教室の開催であった。

模擬店は、31アイスクリームの販売で200個を1時間あまりで完売した。委員のほとんどが模擬店に携わってもらえた。

健康教室は自治会との共催で、第1部が「メタボリックシンドロームの予防と対策」をテーマに宝塚市医師会の岸本医師を講師に11月28日に行った。40代、50台をターゲットにしたが、講師の都合で平日にしかできなかったため60台の女性が中心で、25人の参加者があった。

第2部は「骨密度測定と骨の健康」で、宝塚市健康センターのスタッフに講師を依頼した。27人の参加で好評を得た。

### 東逆瀬台ブロック

(1) 毎月第2日曜日にブロック定例会議を開催した。

(2) 逆瀬台小学校“ゆずり葉まつり”では餅つき大会を担当。

(3) 11月23日(金祝) 恒例歳末餅つき大会を開催。

(4) 市役所に要望をして、エネオスGSの東にある白瀬川橋欄干の塗装を行う。

(5) 毎月1回白瀬川の清掃活動を行う。

(6) 平成20年2月10日より28日までに東逆瀬台ブロック域内の5つの公園の活性化と有効利用に関するアンケートを行う。

### 西逆瀬台ブロック

(1) 毎月第4日曜日にブロック定例会議を開催。本年度は、県民交流広場事業、コミュニティ会則改正などの話し合いを通して活発に意見を交換する事が出来た。

(2) 逆瀬台小学校“ゆずり葉まつり”では、“型抜き菓子遊び”のコーナーを担当。200組の型抜き菓子を用意したが、予想以上に小学生が楽しみ閉祭前に終了となった。

(3) 毎月、文化庁助成による伝統文化「子供いけばな教室」をアヴェルデ集会場で行っている。西山住宅・アヴェルデ北側の白瀬川沿いに“緑と花づくり”活動を実施。季節により、そこで育てた花と樹を提供し子供たちに喜ばれている。

また“緑と花づくり”活動では1月と2月の2回、宝塚市団塊塾・づか塾生を課外体験授業として受入れ実施された。

(4) 平成11年度からの恒例事業として宝塚高校との“広域コミュニティづくりのガーディニング講習会”を6月と11月に実施、毎年50~70名/回が参加。

# 部会活動報告

## 広 報 部

- (1) 広報紙の充実には春第47号よりカラー印刷とし、みんなから綺麗になり見易くなったと好評。「ゆずり葉だより」を例年通り、4月春号・7月夏号・10月秋号とし、新春号は会則改正の記事掲載のため2月発行にした。
- (2) ホームページの充実は、子どもから高齢者までの広い年齢層が関心をもっている。ブログのバージョンアップに動画を取入れてアクセスが400前後/日となり、情宣活動の大きな核になっている。宝塚市まちづくり協議会の7箇所が情報研究会を立上げ、特にゆずり葉コミュニティが主体となり動画作成の推進役を果たした。
- (3) パソコン2台、最新ソフトの購入により広報活動のIT化を推進させ「パソコン勉強会」を開催。

## 環境美化部

- (1) 第1回目の部会を総会後の4/28に行い以降5/19、7/14、8/18、9/29、11/17そして最後に平成20年2/23に行い年間合計7回行いました。
- (2) バードウォッチングを4/22・参加者29名、9/16・参加者32名最後に平成20年3/30に行いました。
- (3) 環境いどばた会議  
宝塚クリーンセンター見学を6/12・参加者25名で行いました。
- (4) クリーンハイキングなど美化活動  
5/27、7/29、9/30、11/25、平成20年3/30に行いました。  
9/30と3/30には、白瀬川の清掃も行いました。他に5/20に年々増えて来た白瀬川の「ホタル」を安全に観賞してもらう為に逆瀬川マンションC棟の裏からエネオスGS迄の側道の雑草を参加者18名で行いました。7月にはアヴェルデ前より白瀬川交差点の間の宝塚ゴルフ場側と県道側の草刈、白瀬川交差点の2箇所のマンホール（集中豪雨で冠水したため）排水口に詰まっていた丸太やゴミの撤去等。又ゆずり葉公園周辺の大型不法投棄防止用の監視カメラ2台を設置実現。そしてゆずり葉まつりの前10/6の役員会後夕方より逆瀬台小学校内の清掃を行いました。
- (5) 走る県民教室  
第3回バスツアーを10/13に参加者46名でコウノトリの郷公園と日本モンゴル民族博物館の見学等好天に恵まれ有意義な一日を過ごす事が出来ました。

## 健康福祉部

- (1) 定例会議、奇数月に開催。
- (2) ゆずり葉森の広場整備活動、毎月第1金曜日8時から実施。県民交流広場事業により「ゆずり葉散策路」進入路70mの側溝にグレーチングを設置し園路幅を拡幅、歩行を容易にした。
- (3) ゆずり葉森の広場にベンチ3基の『緑陰サロン』を宝塚市まちづくり4号補助金により設置。
- (4) “歩いて健康づくり”を目指す健康ハイキング『裏山登山』、  
毎月第1・第3日曜日にゆずり葉ピーク散策ハイキング  
毎月第2・第4日曜日に行者山東観峰登頂ハイキング
- (5) “歌って健康づくり”を目指す健康カラオケサロン、毎週水曜日午後逆瀬台デイサービスセンター2階地域交流スペース多目的ホールで開催。  
(宝塚市社会福祉協議会新ふれあいいきいきサロン支援事業の指定を受ける)
- (6) 健康づくりのための三育[食育・体育・脳育]の一環として『ゆずり葉ミニ図書館』を、逆瀬台4丁目の故田口勝己氏の遺贈により設営。
- (7) 裏山開発整備のための道具・用具・資材用として、ゆずり葉コミュニティ拠点施設へゆずり葉森の広場から保管庫を移設。

# 報告第2号 平成19年度会計・監査報告

## 平成19年度 会計収支決算書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

### 収入の部

単位：円

項 目	予 算 額	実 績 額	摘 要
前年度繰越金	92,544	92,544	平成18年度からの繰越金
市の補助金 (1)	386,000	386,000	補助金交付要綱第5条1・2・3号
市の補助金 (2)	—	170,000	補助金交付要綱第5条4号
市の補助金 (3)	—	0	補助金交付要綱第5条6号
福祉コミュニティ支援事業	141,000	155,000	宝塚市社会福祉協議会の助成金
兵庫県助成金	—	50,000	走る県民教室
協 賛 金	111,000	110,980	光ガ丘 13,440円・東逆瀬台 22,110円 青葉台 16,050円・西逆瀬台 36,130円 北逆瀬台 23,250円
広 告 収 入	120,000	120,000	「ゆずり葉だより」広告料
ゆずり葉まつり収入	100,000	89,698	ゆずり葉まつり事業収入
ネットワークづくり新年会	—	8,700	新年交流会事業収入
雑 収 入	26	2,642	利息、寄付
合 計	950,570	1,185,564	

### 支出の部

項 目	予 算 額	実 績 額	摘 要
部会活動費	160,000	106,581	広 報 部36,729円・環境美化部 41,552円 健康福祉部28,300円・教育文化部 0円
役員活動費	40,000	31,000	通信費・交通費
ブロック活動費	50,000	47,514	5ブロック×@10,000
広報紙・ホームページ費	386,000	385,110	広報紙年4回発行
市の補助金支出(2)	—	170,000	ゆずり葉森の広場 緑陰サロンベンチ3基
福祉コミュニティ支援事業費	141,000	163,710	5ブロック活動助成、ネットワークづくり新年会支出
走る県民教室	—	50,000	環境美化部研修バス旅行
ゆずり葉まつり支出	100,000	94,265	もちつき、綿菓子、大根だき、アイスcream、型抜き
会議室等使用料	6,000	2,800	コミュニティルーム使用料他
プリント・コピー・文具代	50,000	47,028	
予 備 費	17,570	0	
小 計	950,570	1,098,008	
次年度繰越金	—	87,556	
合 計	950,570	1,185,564	

## 特別会計

### 1 拠点施設運営協力積立金特別会計

拠点施設運営協力積立金	18年度残高	収 入	支 出	残 高
19年度	219,425	91,790	44,544	266,671

※ 利息を含む

### 2 健康福祉部健康カラオケサロン特別会計

健康カラオケサロン	18年度残高	収 入	支 出	残 高
19年度	6,943	30,000	36,943	0

※ コミュニティ組織変更にともない、支出の内現金 4,330 円は  
「ゆずり葉健康カラオケサロン」へ引き継ぐ

平成19年度の収支決算について、以上のとおり報告します。

平成20年3月31日 会計 堀 口 良 平 (印)

西 澤 芳 正 (印)

上記会計報告について、監査の結果適正であったことを認めます。

平成20年4月1日 監査 結 城 光 代 (印)

### 3 県民交流広場事業特別会計

県民交流広場事業	18年度残高	収 入	支 出	残 高
19年度整備費補助金	1,696,920	9,370,423	11,067,343	0
19年度活動費補助金	0	550,245	459,209	91,036

平成19年度の収支決算について、以上のとおり報告します。

平成20年3月31日 専任会計 道 之 前 匡 嗣 (印)

上記会計報告について、監査の結果適正であったことを認めます。

平成20年4月1日 専任監査 千 秋 良 雄 (印)

# 議案第1号 平成20年度役員を選任

## 平成20年度役員名簿（案）

氏名	住所	電話	所属
田 麦 典 房			逆瀬台自治会
井 筧 曄 雄			〃
黄 地 幸 昌			光ガ丘自治会
株 本 美 智 代			〃
中 山 資 博			阪急青葉台自治会
亀 村 紀 美 子			〃
大 政 明 博			宝梅園団地自治会
伴 康 雄			ゆずり葉台自治会
中 村 一 雄			逆瀬台2丁目自治会
郷 田 琢 磨			阪急逆瀬台アヴェルデ管理組合
榎 本 高			〃
鬼 頭 勝			団地管理組合法人逆瀬川グリーンハイツ
甲 斐 誠 一			〃
千 秋 良 雄			逆瀬川マンション団地管理組合法人
佐 藤 正 敬			逆瀬川パークマンション管理組合
梶 本 和 夫			逆瀬台住宅管理組合
安 木 賢 行			宝塚西山住宅管理組合
飛 松 巳 年			阪急逆瀬台マンション管理組合
川 島 淳 子			シャンティー逆瀬川管理組合

## 平成20年度3役名簿（案）

役職	氏名	住所	電話	備考
会 長	中 村 一 雄			
事務局 長	井 筧 曄 雄			
活動局 長	中 山 資 博			

## 平成20年度事務局委員名簿（案）

役職	氏名	住所	電話	備考
広報委員	岩崎恵美子			
〃	結城光代			
書記委員	鎌田憲俊			
経理委員	西澤芳正			
専任経理委員	道之前匡嗣			県民交流広場事業
施設委員	結城光代			

## 平成20年度監査役員・委員名簿（案）

役職	氏名	住所	電話	備考
監査役員	千 秋 良 雄			
監査委員	郷 田 琢 磨			

注：「平成20年度活動局委員名簿」については、「活動者登録届」の提出から審査・選出する。

# 議案第2号 平成20年度事業計画（案）

## 全体活動事業

- (1) 平成20年4月最終土曜日午前10時から「平成20年度定時役員会」を開催。6月から偶数月の第1日曜日午前10時から役員会を開催する（参考資料10頁の年間日程表を参照）。会長は、会議開催の1週間前迄に役員に相談しながらテーマを決め連絡する。
- (2) 「宝塚市まちづくり協議会代表者会議」は、宝塚市行政と宝塚市まちづくり協議会20の代表者1～2名が出席して協議事項、連絡事項、情報交換について毎年3～4回の会議が開催される。会長、事務局長、活動局長の3人が出席する。
- (3) 「宝塚市第2ブロックまちづくり連絡会議（地域創造会議）」は、年2回の「市民と行政の対話の場、連携協議の場」とともに情報の場、地域課題の連絡調整の場、交流と連携の場、相互学習や研修の場である。まちづくり協議会役員5～7名それに自治会長が参加する。
- (4) 阪神北県民局で秋に実施される子育て、福祉、防犯、地域活性化等様々な分野における地域活動団体の発表の場において、日頃の活動についてパネル展示を行う。

## 事務局活動事業

### (1) 広報業務

地域自治を担う組織づくりは、情宣活動が非常に大切である。情報の受・発信に努め住民にオープンな情報の伝達を図る（参考資料10頁の年間日程表によりCルームで各団体に配布）。

- ① 広報紙の発行：年4回、B4版4面、カラー印刷で行う。
- ② ホームページの更新：<http://wing.zero.ad.jp/~zbc10551/yuzuriha-c.html>  
HP掲示板の更新：<http://8507.teacup.com/yuzuriha/bbs>  
ブログの更新：<http://www.hnpo.comsapo.net/yuzuriha/>

### (2) 書記業務

役員会の議事録を速やかに作成する。併せてブログは、紙ベースと違い情報量の制限もなく、多量でスピーディに配信出来る。アップデートして情報のオープン化と資料保存の確保を行う。

### (3) 経理業務

出納・収支管理の他、予算管理や補助金等の資金調達活動も行う。

### (4) 施設業務

コミュニティルーム等の運営業務を行い使用日の受付、使用料の徴収、鍵の管理等行う。

## 活動局活動事業

### (1) 地域交流事業

- ① ゆずり葉まつり：秋祭りとして「逆瀬台小学校ゆずりは会」からの支援要請があれば諸般の状況を判断しながら検討する。
- ② 逆瀬台小学校運動会：1種目20名が参加して行う運動会を検討する。
- ③ シネマシアター上映会：毎月第1土曜日午後に行う。

### (2) 防災・防犯推進事業

災害の未然防止に防災訓練の参加や防災意識の高揚を図る。

児童の登校時、下校時に時間を合わせての散歩や植木の手入れなど児童の見守りを行う。

### (3) 交通アクセスの利便性向上事業

阪急逆瀬川駅前の活性化に向けて「光ガ丘バス路線」の充実を図る。

第2地区自治会連合会ワーキングチームと協働して取り組む。

### (4) 環境美化推進事業

「まちをきれいに」を合言葉に公園や川のクリーンハイキング、清掃活動を行う。

### (5) ゆずり葉散策路整備事業

平成10年から始まった整備事業を継続して、豊かな自然を活かした身近な場所に四季折々の緑と花があり、高齢者・子ども家族揃って出来る「健康づくりの散策路整備」を行う。

### (6) 健康福祉ネットワーク事業

高齢者福祉、子育て支援、異世代交流、健康教室などの出前講座活用等を行う。



# 議案第3号 平成20年度会計予算(案)

## 平成20年度 会計収支予算書

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

### 収入の部

単位：円

項 目	金 額	摘 要
前年度繰越金	87,556	平成19年度からの繰越
市の補助金	386,000	補助金交付要綱第5条1・2・3号
社協の助成金	155,000	福祉コミュニティ支援事業
協 賛 金	110,000	@30円/戸
広 告 収 入	120,000	「ゆずり葉だより」広告料
ゆずり葉まつり収入	100,000	
雑 収 入	1,000	利息
合 計	959,556	

### 支出の部

項 目	金 額	摘 要
活 動 費	160,000	
広報紙・ホームページ事業費	416,000	広報紙年4回発行
福祉コミュニティ支援事業	155,000	福祉活動助成
ゆずり葉まつり支出	100,000	
会議室等使用料	3,000	コミュニティルーム使用料他
プリント・コピー・文具代	50,000	
予 備 費	75,556	
合 計	959,556	

### 特 別 会 計

#### 1 拠点施設運営協力積立金特別会計

拠点施設運営協力金	19年度残高	収 入	支 出	残 高
20年度	266,671	50,000	0	316,671

#### 2 県民交流広場事業特別会計

県民交流広場事業	19年度残高	収 入	支 出	残 高
20年度整備費補助金	0	0	0	0
20年度活動費補助金	91,036	338,964	430,000	0

逆瀬台小学校区まちづくり協議会  
「ゆずり葉コミュニティ」  
活 動 者 登 録 届

「ゆずり葉コミュニティ」活動局長 御中

申請日	平成 年 月 日
申請者	氏名 ..... 印
	住所 .....
	電話 ..... FAX .....
	Email .....
代表者	氏名 ..... 印
	住所 .....
	電話 ..... FAX .....
	Email .....
名称愛称	
活動内容	具体的に解りやすくご記入下さい
活動地域	逆瀬台小学校区全域 光ガ丘地域 青葉台地域 逆瀬台地域 逆瀬台マンション地域 ゆずり葉台地域 その他( )
活動拠点	ゆずり葉コミュニティルーム 逆瀬台小学校 光ガ丘中学校 逆瀬台サービスセンター 光ガ丘自治会館 青葉台逆瀬台自治会館 マンション集会所( ) その他( ) 不 要
所属地区	自治会・管理組合名称( )
活動人員	現 在 名 目 標 名
要望事項	

受領日：平成 年 月 日 受領者名：

◆ 別表Ⅱ（第6条関係） 平成20年度議決点数表

自治会及びマンション管理組合	総戸数 / 議決点数
逆瀬台自治会	785 / 780
光ガ丘自治会	454 / 450
阪急青葉台自治会	335 / 330
宝梅園団地自治会	183 / 180
ゆずり葉台自治会	99 / 90
逆瀬台2丁目自治会	74 / 70
阪急逆瀬台アヴェルデ管理組合	453 / 450
団地管理組合法人逆瀬川グリーンハイツ	323 / 320
逆瀬川マンション団地管理組合法人	166 / 160
逆瀬川パークマンション管理組合	151 / 150
逆瀬台住宅管理組合	120 / 120
宝塚西山住宅管理組合	100 / 100
阪急逆瀬台マンション管理組合	80 / 80
シャンティー逆瀬川管理組合	48 / 40
合 計	3,371 / 3,320

◆ 「役員会」の年間日程表

場 所： ゆずり葉コミュニティルーム

平成20年4月12日（土）	14:00～16:00	スミ（逆小会議室）
// 4月26日（土）	10:00～12:00	（総会に替わる）
// 6月 1日（日）	10:00～12:00	
// 8月 3日（日）	10:00～12:00	
// 10月 5日（日）	10:00～12:00	
// 12月 7日（日）	10:00～12:00	
平成21年2月 1日（日）	10:00～12:00	
// 4月 5日（日）	10:00～12:00	
// 4月26日（日）	10:00～12:00	（総会に替わる）

◆ 「ゆずり葉だより」の配布年間日程表

下記の日程日に「ゆずり葉コミュニティルーム」で各自治会・管理組合の担当者が引取りをお願いします。

平成20年5月13日（火）	10:00～12:00
// 7月13日（日）	10:00～12:00
// 10月13日（月祝）	10:00～12:00
平成21年1月13日（火）	10:00～12:00
// 4月13日（月）	10:00～12:00

## 逆瀬台小学校区まちづくり協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、「逆瀬台小学校区まちづくり協議会」と称し、通称を「ゆずり葉コミュニティ」と云う。

(会 員)

第2条 本会の会員は、逆瀬台小学校区に居住する住民とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、逆瀬台小学校北館「ゆずり葉コミュニティルーム準備室」内に置く。

(目的と活動)

第4条 地域住民参加による地域文化の創造・生涯学習・健康福祉の増進・自然保護・生活環境の向上等を目的とする地域活動を支援し、住民相互の交流を図ると共に「健康で心豊かな生活、住みよいまちづくり」を目指して活動する。

(役 員)

第5条

- 1 役員は、別表Ⅰのとおり選任する。
- 2 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員に欠員が生じたときは、速やかに役員を選任し、就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員会)

第6条

- 1 役員会は役員で構成し、必要のつど開催して、次の事項を審議し決定する。
  - ① 会則の制定及び改廃に関すること。
  - ② 会長、事務局長、活動局長及び監査役員並びに委員の選任に関すること。
  - ③ 事業報告及び決算報告に関すること。
  - ④ 事業計画及び予算に関すること。
  - ⑤ 逆瀬台小学校区における「まちづくり」に関すること。
  - ⑥ その他本会の運営に関すること。
- 2 役員会は、会長が招集し、構成員の半数以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 3 役員会の議事は、全員の合意による決定を原則とし、全員の合意に至らないときは、別表Ⅱの議決点数により賛否を決する。
- 4 年度当初（4月）の役員会は定時役員会とし、1項②号、③号及び④号は必定議案とし審議決定する。

5 定時役員会の議案は、事務局長が会長、活動局長と協議して作成し提出する。  
ただし、事業報告書、決算報告書は、前年度の会長、事務局長、活動局長が作成し提出する。

6 役員会の議長は、会長がこれを行う。

(会長)

第7条 会長は本会を代表し会務を総括すると共に、対外業務を行う。

(事務局)

第8条

構成	員数	担当業務
事務局長	1名	事務局を総括し会長を補佐する。
広報委員	2名	広報紙の発行及びITの活用による情報・宣伝業務を行う。
書記委員	2名	書記業務及び庶務業務を行う。
経理委員	1名	経理業務を行う。
専任経理委員	—	必要に応じ、特定事業の経理業務を行う。
施設委員	1名	逆瀬台小学校及び逆瀬台サービスセンター内の本会の関係施設及び備品の管理業務を行う。

(活動局)

第9条

構成	員数	担当業務
活動局長	1名	活動局を総括し、会長を補佐する。域内個人・活動団体の登録申請の受付、審査及び許可業務並びに登録団体・個人との連携、調整、支援に係る業務を行う。
活動委員	10名以下	活動局長の補佐業務を行う。

(会計監査)

第10条

構成	員数	担当業務
監査役員	1名	経理処理の監査業務を行う。
監査委員	1名	監査役員の補佐業務を行う。

(活動資金)

第11条 本会の活動資金は、助成金・協賛金・事業活動による収益金等を充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

付 則

- 1 この会則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 「ゆずり葉コミュニティ会則」は、平成20年3月末日をもって廃止する。

別表Ⅰ（第5条関係）

自治会及びマンション管理組合	役員数(名)
逆瀬台自治会	2
光ガ丘自治会	2
阪急青葉台自治会	2
宝梅園団地自治会	1
ゆずり葉台自治会	1
逆瀬台2丁目自治会	1
阪急逆瀬台アヴェルデ管理組合	2
団地管理組合法人逆瀬川グリーンハイツ	2
逆瀬川マンション団地管理組合法人	1
逆瀬川パークマンション管理組合	1
逆瀬台住宅管理組合	1
宝塚西山住宅管理組合	1
阪急逆瀬台マンション管理組合	1
シャンティー逆瀬川管理組合	1
合 計	19

備考 役員数は、301戸数以上2名、300戸数以下1名、の基準により算定する。

別表Ⅱ（第6条関係）

自治会及びマンション管理組合	総戸数 / 議決点数
逆瀬台自治会	/
光ガ丘自治会	/
阪急青葉台自治会	/
宝梅園団地自治会	/
ゆずり葉台自治会	/
逆瀬台2丁目自治会	/
阪急逆瀬台アヴェルデ管理組合	/
団地管理組合法人逆瀬川グリーンハイツ	/
逆瀬川マンション団地管理組合法人	/
逆瀬川パークマンション管理組合	/
逆瀬台住宅管理組合	/
宝塚西山住宅管理組合	/
阪急逆瀬台マンション管理組合	/
シャンティー逆瀬川管理組合	/
合 計	/

備考 1 議決点数は、該当地区の総戸数とし、毎年4月に至近の調査戸数を申告する。

2 10戸未満は切り下げとする。

## 逆瀬台小学校区まちづくり協議会会則改正の基本方針

(1) 地方分権が進み「宝塚市の地域自治制度」を担える組織づくりに向けて議決機関は、単位自治会（単位マンション管理組合を含む）から選出した役員をもって構成する。

①小学校区の広域になると議決の仕組みが大切で「代議員制度」の確立が重要となる。「逆瀬台小学校区自治会協議会」の充実が重要。

②単位マンション管理組合は、財産管理が目的であって自治会制度の組織化が必要である。このため宝塚市全体として「マンション自治会結成の促進」を図る。

※ 具体的に平成19年12月2日(日)及び平成20年3月2日(日)宝塚市役所において管理組合の理事長に対し説明会を開催した。

(2) 議決機関は「役員会」と称する。

①会則による「まちづくり協議会」を機能させるには、絵に描いた餅ではなく如何に組織を簡素化するかである。

②最高議決機関、常任評議会とか評議委員の用語はさげ住民誰でも分かる一般用語の「役員会」にして総会を含む議決機関としての会議体を一本化した。

③会議体の議論は、過程（プロセス）が大切であり二重構造の組織は不要である。

④組織の牽制制度は大切であるが、議決機関において実践活動の汗をかかない人達が議決だけの権利主張をされても、執行機関には十分な理解が得られない。

⑤会長、事務局長、活動局長、監査役員の各1名は役員会メンバーから選任する。これは組織の一貫性及び議決と執行のスムーズな協働を図るためである。

(3) 組織の柱

①組織の柱が議決機関「役員会」及び執行機関の「事務局」と「活動局」になったことはシンプルで分かりやすく画期的発想である。

②宝塚市は、「まちづくり基本条例」「市民参加条例」があるが、「宝塚市まちづくり協議会」に関する条例はない。現状として民生委員、防犯推進委員、青少年育成市民会議、健康づくり推進委員など多数の分野別による縦割り行政の地域活動を行っている。

この観点から活動局のボランティア組織の活動は、自律と参画による「個人・活動団体」を如何に支援するかにある。

③会則改正は、住民の個人及び団体の提案権や活動権を基本にしており、ボランティア活動のより一層の活性化が図られている。ボランティア委員（部会長）は、主体的に部会を結成させ活動しやすい組織となった。

(4) 議決に関して話し合いによる合意を基本とするが、全員の合意に至らないときは、全住民の公平性を期すため「議決点数」制度を設ける。これは画期的方策である。

(5) 小学校区の地域づくりに大切なことは、「会則」の運用を上手くやることと広報紙やIT活用による「情報の受・発信」の充実それに「人材」確保、特に地域リーダーは人望・人格に優れボランティアのみんなが楽しくやれる一語につきる。

以 上

## 宝塚市まちづくり協議会補助金交付要綱

(通則)

第1条 宝塚市まちづくり協議会補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等の取扱いに関する規則(平成元年規則第19号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、まちづくり協議会の活動費を補助することにより、地域の様々な活動団体の連携及び協力を図り、もって地域社会における自治意識と連帯感を醸成し、地域課題の解決の促進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり協議会 地域社会における自治意識と連帯感を醸成し、地域課題の解決に向けた事業を行うことを目的に、概ね小学校区を範囲に、地域の公共的団体及び地域で活動する団体の代表者並びに地域住民により主体的に組織化された団体をいう。
- (2) 広報紙 まちづくり協議会の活動等を広報する地域の情報紙
- (3) 地域ごとのまちづくり計画 まちづくり協議会ごとに策定される住民主体の計画
- (4) スローライフ事業 宝塚市内の自然・歴史・伝統・文化などをもとに地域を見直す事業(補助対象団体)

第4条 補助対象団体は、まちづくり協議会とする。

(補助金の交付対象)

第5条 補助金の交付対象は、まちづくり協議会が行う次に掲げる事業(以下「補助対象事業」という。)とする。ただし、他の補助制度を適用する事業は、補助の対象としない。

- (1) まちづくり協議会の組織運営に関する事業
  - (2) 広報紙発行に関する事業
  - (3) 地域における自治意識や連帯感を高めるとともに、地域の課題解決に資する事業
  - (4) 地域ごとのまちづくり計画に位置付けられた地域事業
  - (5) スローライフに関する事業
- 2 補助対象団体は、前項第1号～第3号のいずれの事業も行わなければならない。
- 3 第1項第1号～第5号の補助対象事業費は、別表1のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲において、補助対象事業費の合計額を上限として、市長が定めるものとする。ただし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を超えることはできない。

- (1) 第5条第1項第1号～第3号に掲げる事業 限度額は別表2のとおりとする。
- (2) 第5条第1項第4号に掲げる事業 限度額は別表2のとおりとする。
- (3) 第5条第1項第5号に掲げる事業 100,000円

付 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行し、平成5年度以降の年度分補助金について適用する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行し、改正後の宝塚市まちづくり協議会補助金交付要綱の規定は、平成11年度以後の年度分の補助金について適用する。



付 則  
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成18年4月11日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表1（第5条第3項関係）補助対象事業費

以下の表は、第5条第1項第1号～第5号に掲げる事業の補助対象事業費を対象とする。

事業費項目
謝 金
交 通 費
雑 役 務 費
印刷製本費
通信運搬費
原 材 料 費
借 上 料
消 耗 品 費
保 険 料
負 担 金
会 議 費

次頁「まちづくり協議会補助金に係る補助対象・補助対象外経費の考え方」参照

別表2（第6条関係）補助金の額

まちづくり協議会が範囲とする世帯数	第5条第1項第1号から第3号の合計の限度額	第5条第1項第4号の限度額
3,000世帯以下	301,000円	150,000円
3,001世帯以上5,000世帯以下	386,000円	170,000円
5,001世帯以上7,000世帯以下	490,000円	188,000円
7,001世帯以上	612,000円	206,000円

なお、第5条第1項第1号事業の補助対象事業費は、同条第1項第1号から第3号の補助対象事業費合計額の3割を超えない範囲を目安とする。

また、同条第1項第1号から第3号の補助対象限度額の5割を超えない範囲の額を同条第1項第4号の限度額に加算することができる。

まちづくり協議会補助金に係る補助対象・補助対象外経費の考え方

	費 目	経 費
補 助 対 象	謝金	① 講師、指導者、協力者、ボランティアへの謝金などの個人に対して支払う謝金など ※物品での謝礼品は消耗品
	雑役務費	① 補助対象経費に係る振込手数料など
	印刷製本費	① 広報誌、案内チラシ等の印刷代（用紙代は消耗品になります） ② 会議資料等のコピー代 ③ 記録用フィルム現像代、焼き付け代 など
	通信運搬費	① 活動資料の送料 ② 補助対象事業に係る物品の搬送料 ③ 電話料金・郵便料金 など
	借上料	① 会議室使用料 ② 機器などのレンタル、リース料、事業会場の音響、照明等の設備・整備費（模擬店等販売等の営利を目的とする設備整備は対象外） ③ バス等の借上料 など
	原材料費	① 実践活動に要する資材・原材料（材木、釘、ペンキ等） ② 料理教室の講師分の食材費 など
	消耗品費 複数年使用できる消耗品（安価な備品（2万円程度まで））	① 印刷の用紙代 ② フロッピーディスク、プリンターインク ③ 記録用写真フィルム代 ④ 参考図書、文具類の購入費 ⑤ ガソリン代、燃料費（模擬店等で販売するためのものは対象外） ⑥ 物品での謝礼品代 ⑦ 記録用デジタルカメラ（安価な備品については、台帳を作成し管理すること） など
	保険料	① ボランティア保険料、行事保険料など
会議費	① 会議等でのお茶代 ② 会議、イベント開催時にボランティアとして応援してもらう活動従事者へのお茶・弁当代 など	

補 助 対 象 外	謝金、賃金等	① 団体構成員が講師を担当する場合の謝金 ② 団体構成員に対し、労務対価として支払われる経費 など
	消耗品費 会議費その他	① 模擬店の食材費、原材料費 ② 料理教室参加者の食材費 ③ 会議・事業・イベント等での団体構成員の弁当代 ④ 模擬店等販売等の営利を目的とする音響、照明等の設備・整備費 など

社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会  
福祉コミュニティ支援事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、住民が主体となって誰もが安心して、生きがいを持ちながら暮らしていける地域にしていく「福祉のまちづくり」を宝塚市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が支援するものである。

(支援の内容)

第2条 社協は、地域の人々が主体的に福祉コミュニティの形成に取り組まれるまちづくり協議会に対して、活動内容の相談および助成金の交付を行う。

(助成対象となる活動)

第3条 次に掲げるねらいに即した活動とする。

**【基本活動】※5つ以上の活動を実施**

○「知る、学ぶ、伝える」ための活動

地域住民が参加し、福祉問題の発見・把握を行い、福祉サービスや介護・健康・老後について学習したり、社会資源の現状を把握することによって、住民の福祉に関する理解と関心を高める活動。

○「ふれあう、交流する」ための活動

住民自らが「気づいたこと」や「感じたこと」をもとに、実際に地域で援助を必要としている方々とのふれあい交流活動。

**【ステップアップ活動】※基本活動+2つ以上の活動を実施**

○「協議する・連携する」ための活動

地域の福祉課題や取り組む活動について、話あい、情報共有ができるテーブルづくり  
小学校区単位の地域福祉ネットワーク会議

※ 小学校区単位の地域福祉ネットワーク会議開催は、ステップアップ活動選択時に必須活動でおこなうものとする

○「見守る・予防する」ための活動

地域内に住んでいる高齢者や障害者、または児童が安心して暮らしていくために、住民主体の見守り活動および健康維持・介護予防を目的とした、定期的におこなうリハビリや健康体操の実施

○「人材を育てる」ための活動

地域で、次の世代の人材を育成していくための活動として、学校と連携した福祉教育の実施や地域ボランティアの養成活動

**【重点活動】※基本活動+ステップアップ活動+週1回以上の日常生活支援活動**

○「支えあう」ための活動

地域で援助を必要としている方の自立生活を支援するため、住民主体の具体的な見守り・支え合い活動などの推進、また、生活障害を持った方々のグループ化をはかる活動。

## 【オプション活動】 ※週3回以上から週5回以上の地域福祉活動拠点設定

### ○「相談」「情報」「交流」「活動」等の機能を持つ地域福祉活動拠点の設定

#### (1) 拠点の位置づけ

日常生活圏域であるおおむね小学校区（まちづくり協議会）範囲において、「相談・情報・交流・活動」などの機能を持った、中核的な役割の地域福祉活動拠点の場をつくることで、福祉課題を抱えている方を支えあっていく地域社会を構築していく。

#### (2) 拠点の開催頻度等

地域福祉活動拠点において、表2に掲げる活動プログラムが週5日以上開館の上、実施されることを原則とする。ただし、週1日以上の開館活動から助成申請はできるものとするが、拠点設定日より1年間の間に週3日、3年間で週5日の活動体制にすることを原則とする。上記、未達の場合は全額返還を要するものとする。

#### (助成金額)

第4条 助成金額は、各まちづくり協議会範囲内自治会及び、民生児童委員を通じて、協力頂いた、前年度12月末までの社協会費の実績額と活動内容に基づいて決定する。但し、千円未満は切り捨てとする。（表1参照）

2 ステップアップ活動に取り組むまちづくり協議会については、基本活動を選択の後、追加活動として上限3万円の追加助成を行う。（表2参照）

3 地域福祉活動拠点設定に取り組むまちづくり協議会については、重点活動を選択の後、オプション選択として、拠点使用および運営にかかる諸経費として、上限8万円の追加助成を行う（表2参照）

4 重点活動に取り組み、かつ週1回以上の日常生活支援活動に複数取り組んでいこうとするまちづくり協議会については、内容に応じて一部追加助成を行う。

5 助成金額の決定については、内容確認の上、交付決定通知（様式3号）により行うものとする。

#### (申請書並びに報告書の提出)

第5条 助成金の交付を希望するまちづくり協議会は、原則として年度当初に本要綱に添い、予算書（様式2-1号）および活動計画書（様式2-2、2-3号）を作成し、それに助成金交付申請書（様式1号）および役員名簿を添付の上、社協に交付申請を行うものとする。

2 助成金の交付を受けたまちづくり協議会は、年度終了後15日以内に決算書（様式5-1号）および活動報告書（様式5-2、5-3号）を社協に提出するものとする。

3 剰余金については、基本的に社協に返金するものとする。但し、次年度具体的な福祉活動計画のあるまちづくり協議会は、剰余金繰り越し申請書（様式6号）により剰余金の繰り越しを申請できるものとする。尚、剰余金の繰り越し決定については、内容確認の上、社協より繰越金承諾書（様式7号）により行うものとする。

#### (その他)

第6条 宝塚市まちづくり協議会補助金の交付を受ける場合は、宝塚市まちづくり協議会補助金と本助成金の用途を明確に区分するものとする。

2 申請時および、報告時、または年度途中において必要があると認められた場合はさらに詳しい書類の提出を求める他、事業の実施状況、助成金の使用状況等の調査を行うものとする。

3 報告がなされない場合や、虚偽の報告などの不正行為が発覚した場合は、助成金の返還を

請求するものとする。

4 宝塚市の地域福祉を推進するために、7～9月の社協会員募集強化月間においてまちづくり協議会が開催する行事等で積極的に社協会員募集を行い、本事業にかかる助成金の財源の確保に協力するものとする。(表3参照)

附 則

この要綱は、平成10年5月7日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(表1)

活 動 内 容	助 成 金 額 (上限額)
<p><b>【基本活動】</b>            ○会費 20%+5 万円            ○5つ以上の活動を実施                イベント・交流・学習会                月1回集う場                体操教室・会食会</p>	<p>各まちづくり協議会区域内自治会、および民生児童委員を通じてご協力いただいた、前年度12月末までの社協会費実績額の、            20% + 5万円</p>
<p><b>【ステップアップ活動】</b>            ○会費 20%+5 万円+3 万円            ○基本活動+2つ以上の活動</p> <p><u>校区地域ネットワーク会議 (必須)</u>  <u>人材育成活動</u>、見守りネットワーク            介護予防活動</p>	<p>各まちづくり協議会区域内自治会、および民生児童委員を通じてご協力いただいた、前年度12月末までの社協会費実績額の、            20%+5万円+<u>上限3万円</u></p>
<p><b>【重点活動】</b>            ○会費 30%+10 万円            ○基本活動+ステップアップ活動+週1回以上の日常生活支援活動                日常生活支援型活動                週1回以上集う場活動</p>	<p>各まちづくり協議会区域内自治会、および民生児童委員を通じてご協力いただいた、前年度12月末までの社協会費実績額の、            30% + 10万円</p>

<p><b>【オプション活動】</b>  <u>地域福祉活動拠点設定</u> ※「重点活動」以上            ○「相談・情報・交流・活動」などの機能を持った、中核的な役割の地域福祉活動拠点の場をつくることで、福祉課題を抱えている方を支えあっていく地域社会を構築していく。            ○<u>上限8万円</u>            週5日開館を目指す(週1回開館からの開始可)            ・ 1年目:週3日以上開館            ・ 3年目:週5日以上開館</p>
---

(表 2) 地域福祉活動拠点機能

<b>相談</b>	<b>地域福祉活動の相談窓口</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気楽に相談ができる機能</li> <li>・ 身近な場所での専門的相談</li> </ul>
<b>情報</b>	<b>当事者座談会の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事者の声の発信、収集</li> </ul> <b>福祉情報の掲示</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉施策、地域の福祉情報、地域のイベント情報の受発信</li> </ul>
<b>交流</b>	<b>地域活動団体の活動拠点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者・障害者・子育て中の親や子ども、定年退職者の方等が集まる場所づくり（みんなが集まる場）</li> <li>・ 誰もが入りやすい環境づくり</li> <li>・ 世代交流・カラオケ・おしゃべり・囲碁・将棋・喫茶コーナー・作品展示会・手芸教室等</li> <li>・ 福祉施設と施設と地域の人との交流・理解を深める</li> </ul>
<b>活動</b>	<b>集う場づくり活動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふれあいいきいきサロン</li> <li>・ 子育てサロン</li> <li>・ 週 1 回以上の活動の実施支援</li> </ul> <b>福祉学習会、講座</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材育成講座</li> <li>・ 健康教室、介護教室など</li> </ul>

(表 3) 宝塚市の地域福祉を推進する活動

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7～9月の社協会員募集強化月間で開催する行事にてのぼりやポスターなどを設置し、コミュニティ活動に参画する方々へ社協会員募集をPRする。</li> <li>・ コミュニティの広報紙やチラシ等に「自治会、民生委員などを通じて社協会員の依頼がございましたら、是非、ご協力ください」と記載し社協会員募集をPRする。</li> <li>・ コミュニティ行事において、社協会員募集のPRブースなどを設置する。</li> </ul>
--